

11章 左官工事

1節 一般事項

11.1.1 適用範囲

この章は、建築物の内外壁・床・天井等に施工する左官工事、他の工事のための左官による下地づくりを対象とし、2節以降の適用は特記による。

11.1.2 基本要品質

- (a) 左官工事に用いる材料は、所定のものであること。
- (b) 左官工事の仕上り面は、所定の塗厚を有し、所要の状態であること。
- (c) 塗り付けた材料には、有害な浮き又はひび割れがないこと。

11.1.3 見本

仕上げの色合、模様、つや等は、見本帳又は見本塗板による。

11.1.4 養生

- (a) 近接する他の部材、その他の仕上り面を汚損しないように、紙張り、板覆い、シート掛け等の適切な養生を行う。
- (b) 塗り面の汚れ及び早期乾燥を防止するために、窓ガラス入れ、シート掛け、水湿し等を行う。
- (c) 寒冷期に施工する場合は、適切な防寒、保温設備等を設け、凍害のないようにする。

11.1.5 ひび割れ防止

- (a) せっこうラスボード類の継目、開口部回り等、ひび割れのおそれのある箇所には、プラスター塗りの前に、しゅろ毛、パーム、ガラス繊維ネット等を伏せ込む。
- (b) 下地が異なる取合い部分等には、原則として、目地、見切縁等を設ける。

2節 下地

11.2.1 下地の一般的条件

- (a) 左官塗りを支持するのに必要な強度及び剛性を有していること。
- (b) 地震時及び通常時に、左官塗りを支持するのに必要な取付け強度を実現できる材質及び形状であること。
- (c) 左官塗りの種類及び仕上り厚に応じた表面状態であり、有害な不陸、接合部の目違い、ひび割れ等がないこと。
- (d) 左官塗りの種類に化学的に適合した材質とし、錆による汚損、化学反応、吸水等による塗り層のぜい弱化等が生じないこと。

11.2.2 コンクリート及びコンクリートブロック下地

- (a) コンクリート型枠は完全に取り外された状態であり、せき板の残材、過度の離型材の付着等の接着上有害な残存物のない状態とする。
- (b) コンクリートは、ひび割れ、欠け、じゃんか、過度の凹凸等がないか又は適切に補修されている状態とする。
- (c) コンクリートブロックの目地形状は、適用される左官塗りの種類及び塗厚に対して適合したものとする。

11.2.3 鋼製金網下地

(a) 材料

(1) 鋼製金網は次により、適用は特記による。

- (i) メタルラスは、JIS A 5505（メタルラス）により、防錆処理されたものとする。また、メタルラスの種類及び呼び方は特記による。ただし、外壁及び避難又は安全上重要な部位並

びに3mを超える階高の内壁の場合は、質量 $0.7\text{kg}/\text{m}^2$ 以上のものとする。

- (ii) ワイヤラスは、JIS A 5504（ワイヤラス）により、亜鉛めっき鉄線を用いたものとする。
また、ワイヤラスの種類及び呼び方は特記による。ただし、外壁及び避難又は安全上重要な部位並びに3mを超える階高の内壁の場合は、質量 $0.7\text{kg}/\text{m}^2$ 以上のものとする。

- (2) 防水紙等は次により、適用は特記による。

- (i) 防水紙は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）によるアスファルトフェルト430又は650とし、その種類は特記による。

- (ii) 防水シートを用いる場合は、JIS A 6111（透湿防水シート）による透湿防水シートで、Aタイプ（一般地域向け）又はBタイプ（寒冷地向け）とし、その種類は特記による。

- (3) 力骨鉄線は、径 2.6mm 以上の鋼線とする。

- (4) ステープル、釘及びタッカー釘はラスセメントモルタル壁を下地構造部に安全に取り付けるのに必要な脚長及び耐久性上有効な径をもつものとする。

- (5) 常時雨掛りとなる部位等のラスセメントモルタル壁に用いる鋼製金網及びステープル、釘等の取付け金物は、亜鉛めっき等腐食防止に有効な表面処理を施したものとする。

- (6) 下地板、合板及びシーリングボードの適用及び種類、厚さ等は、特記による。

(b) 工法

- (1) 防水紙を張る場合は、継目部における重ね幅を 90mm 以上とする。また、継目部は 300mm 程度に、その他の部分はたるみ、しわ等を生じないように適切な間隔で仮留めする。

- (2) 鋼製金網の下に下地板、合板又はシーリングボードを設ける場合は、間柱、胴縁等の構造体に強固に取り付ける。

- (3) 鋼製金網の取付け工法等は、表11.2.1により、金網の種類に応じたものとする。

なお、工法は、1.2.2【施工計画書】による品質計画に記載する。

- (4) $0.7\text{kg}/\text{m}^2$ 以下の鋼製金網をステープルによって取り付ける場合、リブラスの場合はリブ凹部、その他の場合は力骨鉄線を柱・間柱・胴縁間隔に縫い込み挿入し、力骨部を取り付ける。

- (5) 鋼製金網及び下地板を支える間柱、胴縁等は縦横 450mm 以内に設け、主体構造部に強固に取り付ける。

- (6) 開口隅角部、壁隅角部等のひび割れの発生しやすい部分は、鋼製金網を重ね張りするなどして補強する。

表11.2.1 鋼製金網の取付け工法、取付け部の配置及び継手方向の範囲

鋼製金網の種類	適用する取付け金物の標準		取付け工法	取付け部の配置 (縦横両方向)	継手方向 (縦横両方向)	備考
	種類	最小脚長 (mm)				
平ラス 0.7kg/m ² 未満	タッカー釘	16	下地板	100mmピッチ以内	45mm以上重ねる。	安全上問題と ならない内部 のみに適用
	ステーブル	18	柱、間柱、胴縁等 (力骨鉄線を媒介)	200mmピッチ以内		
平ラス 0.7kg/m ² 以上	タッカー釘	19	下地板	100mmピッチ以内	45mm以上重ねる。	主として外壁 用
	ステーブル	25	柱、間柱、胴縁等	200mmピッチ以内		
異形ラス 0.7kg/m ² 未満	タッカー釘	16	下地板	100mmピッチ以内	1 網目又は 45mm以上重ねる。	安全上問題と ならない内部 のみに適用
	ステーブル	18	柱、間柱、胴縁等 (力骨鉄線を媒介)	200mmピッチ以内		
異形ラス 0.7kg/m ² 以上	タッカー釘	19	下地板	100mmピッチ以内	1 網目又は 45mm以上重ねる。	主として外壁 用
	ステーブル	25	柱、間柱、胴縁等	200mmピッチ以内		

11.2.4 ラスシート及び波形鉄板ラス下地

(a) 材料

- (1) ラスシートは、JIS A 5524 (ラスシート (角波亜鉛鉄板ラス)) により、モルタル下地用のもので、メタルラスは亜鉛めっきしたものとし、その種類は特記による。ただし、外壁及び避難上又は安全上重要な部位並びに3mを超える階高の内壁の場合は、LS2以上の質量のものとする。
- (2) 波形鉄板ラスシートは、JIS A 5524に準じたものとする。
なお、メタルラスは亜鉛めっきしたものとし、その種類は特記による。ただし、(1)のただし書に用いる場合は、質量がLS2以上のものとする。
- (3) 釘、座金及び鋼線は、亜鉛めっきしたものとし、釘の脚長は28mm以上、鋼線は径1.2mm以上のものとする。

(b) 工法

- (1) ラスシート類の下地への取付けは、柱、間柱、筋かい、胴縁等に、間隔150mm以下で座金当て釘打ちとする。
- (2) ラスシート類の継手は1山重ね又は巻きはぜ締めとし、上下の継手における鉄板部は、上部を下部の上となるようにし、50mm程度重ね合わせる。また、継手部は、ひび割れ防止のため平ラス幅200mm程度のものを二重張りとし、留付け間隔150mm以下に座金当て釘打ち又は鋼線を用いて結束する。

11.2.5 木質系セメント板

(a) 材料

- (1) 木質系セメント板は、JIS A 5404 (木質系セメント板) による厚さ15mm以上のものとし、種類は特記による。
- (2) 釘、座金及び取付けに用いる金物は、亜鉛めっきしたものとし、釘の脚長は38mm以上とする。

(b) 工法

- (1) 木質系セメント板の継手は、受材上とする。周囲を15mm程度透かし、受材当たり釘間隔150mm以下に座金当て釘打ちとする。入隅の一方は柱その他の受材に釘留めの上に受木を当て、その上に他方を取り付ける。
- (2) 継手部には、ひび割れ防止として平ラス幅150mm程度のものを二重張りとし、座金当て釘又はタッカーによるステープルで留め付ける。

11.2.6 セッコウラスボード下地

(a) 材料

- (1) セッコウラスボードは、JIS A 6901 (セッコウボード製品) によるGB-Lとする。
- (2) ボード用平頭釘その他の取付け金物は、溶融亜鉛めっき又はユニクロームめっきされたものとする。

(b) 工法

木造下地の胴縁の間隔は455mm以内とし、柱及び間柱に欠き込み釘打ちとする。ボードの取付けは、受木上で継ぎ、周囲は100mm以内に、その他150mm以内にボード用平頭釘で留め付ける。

11.2.7 小舞下地

(a) 材料

- (1) 間渡し竹は、しのだけの丸竹又はまだけの割り竹で、丸竹は径12mm以上で3年生以上の肉厚のもの、まだけは径40~60mmで3年生以上のものを4~8個に割ったものとする。
- (2) 小舞竹は、縦・横とも割り竹を用いたもの (本四つ小舞)、縦のみまだけの割り竹、横はしのだけの割り竹を用いたもの (縦四つ小舞)、縦・横ともにしのだけの割り竹を用いたもの (並小舞) の3種類とし、その適用は特記による。
- (3) 小舞縄は、しゅろ・麻・わら縄等とし、その適用は、特記による。

(b) 工法

- (1) 間渡し竹は、縦・横とも柱及び貫より60mm程度離れたところには必ず、その中間は最大420mm以下約300mm間隔に割り付け、両端は間渡し穴に深く差し込むか、あるいは間渡し穴のないときは、きりもみ釘留めとし、中間受木当たりは、小釘打ちとする。
- (2) 小舞打ちは縦45mm、横35mm以内の間隔とし、間渡し竹との交差部は必ず、小舞縄で千鳥掛けに堅固にかきつける。塗込み貫は、両木端を片刃形とし、ちょうな目荒しを付け、上下は横架材に彫込み、通し貫当たり釘打ちとする。

11.2.8 木ずり下地

(a) 材料

- (1) 木ずり用小幅板の樹種は、特記による。特記がなければ、杉とし、心去り材とする。
- (2) 木ずり用小幅板は、厚さ7mm、幅40mmとする。
- (3) 木ずり用小幅板は、製材後1箇月以上経過し、乾燥したものとする。

(b) 工法

窓・出入口等の開口部、隅、角等の周囲240mm以内には、木ずりの継手を設けない。

3節 モルタル塗り

11.3.1 適用範囲

この節は、コンクリート下地、ラス下地等の面の、セメント、細骨材等を主材料としたモルタル塗りに適用する

11.3.2 材料

- (a) セメントは、3.3.4 [コンクリート] (i)(1)による。ただし、床のモルタルにて仕上げ及び寒冷

期における外部モルタル塗りを除き、混合セメントのB種を使用することができる。

(b) 白色セメントは、JIS R 5210（ポルトランドセメント）に準ずる。

(c) 細骨材

(1) 砂は、良質で塩分、泥土、塵かい及び有機物を有害量含まないものとする。粒度は、表11.3.1により、細粗粒が適切に混合したものとする。

表11.3.1 砂の粒度

粒 度 (質量百分率)			適用箇所
5 mm	ふるい通過分	100%	下塗り、ラスこすり、 むら直し、中塗り
0.15mm	ふるい通過分	10%以下	
2.5 mm	ふるい通過分	100%	上塗り
0.15mm	ふるい通過分	10%以下	

(2) 色砂の粒度は、表11.3.1に準ずる。

(3) 内壁下塗り用軽量モルタルの細骨材は、セメント混和用軽量発泡骨材とし、建築基準法第2条第9号の規定に基づき不燃材料の指定又は認定を受けたものとする。

(d) 既調合モルタルを用いる場合は、特記による。

(e) 水は、原則として、水道水を使用する。ただし、井水を使用する場合は、清浄で塩分、鉄分、硫黄分、有機物等を有害量含まないものとする。

(f) 混和材料は、次により、モルタルの性能に著しい悪影響を与えないものとする。

(1) 混和材は、左官用消石灰、ドロマイトプラスター等とする。また、色モルタルの場合は、色彩に影響を与えるものは避ける。

(2) 保水剤は、メチルセルロース等の水溶性樹脂とし、実績等の資料を監督職員に提出する。

(3) ポリマーセメントモルタル、ポリマーセメントペースト用の混和剤は、JIS A 6203（セメント混和用ポリマーディスパージョン及び再乳化形粉末樹脂）によるセメント混和用ポリマーディスパージョンとする。

(4) 内壁下塗り用軽量モルタルに使用する混和剤は、骨材製造所の仕様による。

(5) 顔料は、耐アルカリ性の無機質で、日光の直射等に対しても変色が少なく、金属を錆びさせないものとする。

(g) 吸水調整材は、実績等の資料を監督職員に提出する。

(h) 既製目地材の適用及び形状は、特記による。

11.3.3 調合及び塗厚

(a) モルタルの調合及び塗厚は、表11.3.2による。

なお、防水下地の床及び立上りの塗厚は、15mm以上とする。

表11.3.2 調合（容積比）及び塗厚の標準値等

下 地	施 工 箇 所		下 塗 り		む ら 直 し		上 塗 り			塗 厚 の 標 準 値 (mm)
			ラスこすり		中 塗 り		セメント	砂	混和材	
コンクリート コンクリートブロック	床	仕 上 げ	—	—	—	—	1	2.5	—	30
		張 物 下 地	—	—	—	—	1	3	—	
	内 壁		1	2.5	1	3	1	3	適量	20
			(注) 1							
	基 礎		1	2.5	1	3	1	3	—	25
ラスシート ワイヤラス メタルラス	内 壁		1	2.5	1	3	1	3	適量	15
			(注) 1							
	外 壁		1	2.5	1	3	1	3	—	20

- (注) 1. 内壁下塗り用軽量モルタルを使用する場合は、細骨材を砂に代えてセメント混和用軽量発泡骨材とし、塗厚を5mm以内とすることができる。
 2. ラスコすりの場合は、必要に応じて、すさを混入することができる。
 3. ラスコすりは、ラスの厚さより1mm程度厚くする。
 4. ラスコすりは、塗厚に含まない。
 5. ビニール床シート、ビニール床タイル等の場合は、床モルタルの塗厚には、張物材の厚さを含む。

- (b) 1回の塗厚は、原則として、7mm以下とする。ただし、床の場合を除く。
 (c) 仕上げ厚又は全塗厚（タイル張りにあつては、張付けモルタルを含む。）は、25mm以下とする。ただし、床の場合を除く。
 (d) ポリマーセメントモルタルの調合は、(a)による。ただし、混和剤の使用量は、セメント質量の5%（全固形分換算）程度とする。
 (e) 内壁下塗り用軽量モルタルのセメント量、細骨材量、混和剤混入量等の調合は、細骨材製造所の仕様による。
 (f) ポリマーセメントペーストの混和剤の使用量は、セメント質量の5%（全固形分換算）程度とする。
 (g) 混和材料の使用量は、モルタルの強度等に著しい悪影響を与えない程度とする。
 (h) モルタルの練混ぜは、機械練りとする。ただし、軽易な場合は、手練りとすることができる。
 (i) 1回の練混ぜ量は、60分以内に使い切れる量とする。

11.3.4 工法

(a) コンクリート面等への下地モルタル塗り

(1) 下地処理

- (i) コンクリート立上り、床等で、ひずみ、不陸等の著しい箇所は、目荒し、水洗い等のうえモルタルで補修し、夏期は7日以上、冬期は14日以上放置し乾燥させる。
 (ii) コンクリート立上り面は、デッキブラシ等で水洗いを行い、モルタル等の接着を妨げるものを除く。
 (iii) コンクリート床面で、コンクリート打込み後、長時間放置したものは、水洗いを行う。

(2) 立上り塗り

(i) 下塗り

- ① (1)(ii)の下地処理後、下地の乾燥具合を見計らい、吸水調整材を吸水調整材製造所の仕様により全面に塗る。
 ② 塗付けは、吸水調整材塗りの乾燥後、塗残しのないよう全面に行う。

- ③ 下塗り面は、内壁下塗り用軽量モルタルの場合を除き、金ぐし類で荒らし目をつける。
- ④ 下塗り後、モルタル表面のドライアウトを防止するために、水湿しを行う。
- ⑤ 下塗り及びラスこすりは、14日以上放置して、ひび割れ等を十分発生させてから次の塗付けにかかる。ただし、気象条件等により、モルタルの付着が確保できる場合には、放置期間を短縮することができる。

(ii) むら直し

- ① むらが著しい場合に行う。
- ② むら直しが部分的な場合は、下塗りに引き続いて行い、むら直しのあとに(i)の③から⑤を行う。
- ③ むら直し部分が比較的大きい場合は、(i)⑤のあとに行う。むら直しのあとに荒らし目を付け、7日以上放置する。

(iii) 中塗り

出隅、入隅、ちり回り等は、定規塗りをを行い、定規通しよく平らに塗り付ける。

(iv) 上塗り

中塗りの状態を見計らい、面、角、ちり回り等に注意し、こてむらなく平らに塗り付ける。

(v) 仕上げの種類

仕上げの種類は、施工箇所に応じて、表11.3.3を標準とする。

表11.3.3 仕上げの種類

仕上げの種類	施 工 箇 所
金 ご て	一般塗装下地、壁紙張り下地、防水下地、内装タイル接着剤張り下地
木 ご て	タイル下地
は け 引 き	—

(注) 仕上塗材下地の場合は、11.9.4(b)による。

- (vi) 目地を設ける場合は、あらかじめ目地棒で通りよく仕切り、仕上げ後目地棒を外し、目地塗りをする。

なお、既製目地材は、あらかじめ所定の位置に通りよく取り付け、壁塗りをを行う。

(3) 床塗り

- (i) (1)(iii)の下地処置後、デッキブラシ等で、セメントペーストを床面に十分塗り付けたのち、直ちにモルタルの塗付けにかかる。

- (ii) 塗付けは、水引き具合を見計らい、定規通しよく、勾配に注意し、金ごてで平滑に塗り均し仕上げる。

(b) ラス下地モルタル塗り

(1) 下塗り（ラスこすり）

- (i) 下塗り面は、モルタルをラス厚より1mm程度厚くし、モルタルがラスを十分被覆するように塗り付ける。

- (ii) 下塗り面は、全面に金ぐしの類で荒らし目を付ける。

- (iii) 下塗り後、モルタル表面のドライアウトを防止するために水湿し又は吸水調整材を塗布する。

- (iv) 下塗りは、14日程度放置して寸法を安定させ、塗り面又はラスの継目等に生じるひび割

れを十分発生させる。

(2) むら直し

(i) 仕上げ厚が厚い場合は、むら直しを行う。

(ii) むら直しは、下塗りに引き続いて行い、むら直しのあとに(1)の(ii)から(iv)を行う。

(3) 中塗り

中塗りは、(a)(2)(iii)による。

(4) 上塗り

上塗りは、(a)(2)(iv)による。

(5) 仕上げの種類

仕上げの種類は、表11.3.3による。

(6) 目地を設ける場合は、(a)(2)(vi)による。

4節 せっこうプラスター塗り

11.4.1 適用範囲

この節は、塗装、仕上塗材仕上げ、壁紙張り等の他の材料による仕上げの下地となるせっこうプラスター塗りに適用する。

11.4.2 材料

(a) せっこうプラスターは、JIS A 6904（せっこうプラスター）による。下塗り及び中塗りに用いるせっこうプラスターは、骨材等を工場で調合した既調合プラスター（下塗り用）及び現場調合プラスター（下塗り用）とする。

なお、せっこうプラスターは、製造後4箇月以上経過したものは使用しない。

(b) 現場調合プラスターに使用する骨材等は、製造所の仕様による。

(c) 水は、11.3.2(e)による。

(d) 下地モルタル用の材料は、11.3.2による。

11.4.3 調合及び塗厚

(a) 壁の場合の調合及び塗厚は、表11.4.1により、○印の工程を行う。

表11.4.1 せっこうプラスター塗りの工程及び塗厚

下 地	塗り層	プラスター		塗厚 (mm)	備 考
		下塗り用	上塗り用		
コンクリート コンクリートブロック れ ん が ラ ス 類	—	—	—	6	11.4.5(b)の下地モルタル塗り
	下塗り	○	—	14	—
	中塗り	○	—		
	上塗り	—	○		
せっこうラスボード	下塗り	○	—	11	—
	中塗り	○	—		
	上塗り	—	○		

(b) 他の材料による仕上げの下地となる上塗りは、既調合プラスター（上塗り用）とする。

11.4.4 下地処理

コンクリート面等の下地処理は、11.3.4(a)(1)による。

11.4.5 工法

- (a) 塗り作業中は、できる限り通風をなくし、施工後もプラスターが硬化するまでは、甚だしい通風を避ける。硬化後は、適度の通風を与えて塗り面の乾燥を図る。
- (b) 下地モルタル塗り
 - (1) コンクリート類の場合は、調合がセメント1：砂2（容積比）のモルタルを厚さ6mmに下地全面に塗り付ける。
 - (2) ワイヤラス類の場合は、調合がセメント1：砂3（容積比）のモルタルでラスこすりに引き続いてラス面から厚さ6mmにモルタルを全面に塗り付ける。
 - (3) (1)及び(2)以外は、11.3.4(a)(2)(i)⑤による。
- (c) プラスターは、水を加えてよく練る。下塗り及び中塗りには、加水後2時間以上、上塗りには、1.5時間以上経過したものを使用しない。
- (d) 下塗り
 - (1) コンクリート類及びラス類の場合は、モルタルが硬化して、ひび割れ等が発生し、乾燥した下地にこてでよく押さえ、すり付けて塗る。
 - (2) せっこうラスボードの場合は、ボードにくい込むよう、こてですり付けて塗る。
 - (3) (1)及び(2)のいずれの場合も、表面にほうきの類で荒らし目をつける。
- (e) 中塗りは、下塗りが硬化したのちに行い、出隅、入隅、開口部回りその他の要所は、正確に、ちり回り正しく塗り付け、硬化の程度を見計らい木こてで平たんにする。
- (f) 上塗りは、中塗りが半乾燥状態のとき、下付け、上付けの2工程とし、金こてで塗り付け、水引き具合を見計らい、磨きこてで仕上げる。

5節 ドロマイトプラスター塗り

11.5.1 適用範囲

この節は、塗装、仕上塗材仕上げ、壁紙張り等による仕上げの下地及び内壁、天井等の塗付け仕上げとなるドロマイトプラスター塗りに適用する。

11.5.2 材料

- (a) プラスターは、JIS A 6903（ドロマイトプラスター）による材料及びこの材料にガラス繊維すさを混合した既製品とする。
- (b) すさは、さらしすさ及び白毛すさとし、繊維強じん、きょう雑物がなく乾燥が十分なものとす。
- (c) 骨材等は、製造所の仕様による。
- (d) 水は、11.3.2(e)による。
- (e) 下地モルタル用の材料は、11.3.2による。

11.5.3 調合及び塗厚

- (a) ドロマイトプラスターの調合及び塗厚は、表11.5.1による。
- (b) 塗装、吹付け仕上げ、壁紙張り等による仕上げを行う場合は、上塗りを下塗り用ドロマイトプラスターに寒水石粉（0.7mm程度）を10～15%（容積比）混合したものとする。

表11.5.1 調合（容積比）及び塗厚

下 地	塗り層	プラスター		セメント	砂	すさ（プラスター 25kgにつき）		塗厚 (mm)	備 考
		上塗り用	下塗り用			白毛す さ (g)	さらし すさ(g)		
コンクリート コンクリートブロック れんが ラ ス 類	—	—	—	—	—	—	—	6	11.5.4(a)の下地 モルタル塗り
	下塗り	—	1	0.1	2	600	—	10	—
	中塗り	—	—	—	—	—	300		
	上塗り	1	—	—	—	—	300		
せっこうラスボード	下塗り	—	(1)	—	1.5	—	—	13	—
	中塗り	—	1	—	2	600	—		
	上塗り	1	—	—	—	—	300		

(注) 1. プラスター欄の（ ）内は、ボード用せっこうプラスターとする。
2. すさを混合した既製品のプラスターを使用する場合の調合は、製造所の仕様による。

11.5.4 工法

(a) 下地モルタル塗りは、11.4.5(b)による。

(b) 材料の練合せ

- (1) すさは、十分乾燥したものを計量し、たたきほぐしておく。
- (2) 材料は、すさが均一に分散するよう十分練り合わせる。
- (3) セメントを混合して2時間以上経過したものを使用しない。
- (4) 上塗り用は、水と練り合わせたのち、12時間程度経過してから用いる。

(c) 下塗りは、11.4.5(d)による。

(d) 中塗りは、11.4.5(e)による。

(e) 上塗りは、11.4.5(f)による。

6節 しっくい塗り

11.6.1 適用範囲

この節は、左官用消石灰、砂、のり、すさ等を主材料としたしっくいを内外壁に塗り付けるしっくい塗りに適用する。

11.6.2 材料

- (a) 消石灰は、JIS A 6902（左官用消石灰）による。
- (b) 貝灰は、試験又は信頼できる資料で品質の確認できるものとする。
- (c) 既調合しっくいは、消石灰にあらかじめ繊維、のり、骨材等を工場で配合したもので、その製造所及び種類は、特記による。
- (d) 砂及び水は、11.3.2(c)及び(e)による。
- (e) 顔料は、11.3.2(f)(5)による。
- (f) すさは、11.5.2(b)による。
- (g) のりはつのまた又はぎんなんそう（銀杏草）とし、春又は秋に採取し、1年程度乾燥したもので、根や茎等を混入しないで煮たのちに粘性のある液状となり、不溶解分が質量で25%以下のものとする。

なお、粉つのまた及び水溶性樹脂（メチルセルロース等）は、監督職員の承諾を受けて用いる

ことができる。

- (h) 下げおは、乾燥が十分で強じんな青麻・しゅろ毛又はマニラ麻とし、長さ700mm程度、いずれも100本の質量130g程度のものを二つ折りにして、長さ18mmの亜鉛めっき釘に結び付けたものとする。

なお、ちり回り用は、長さ350mm程度で100本の質量65g程度のものとする。

- (i) しゅろ毛及びバームは、繊維強じんなもので長さ150mm程度のものとする。

11.6.3 下地

下地は、木ずり、小舞土壁塗り又はせっこうラスボードとし、その他の下地を適用する場合は、特記による。

11.6.4 調合及び塗厚

調合及び各層の塗厚は、表11.6.1及び表11.6.2により、木ずり下地の場合の仕上げ厚は、特記による。特記がなければ、仕上げ厚は15mmとする。

表11.6.1 木ずり下地

仕上げ厚 (mm)	塗り層	消石灰		砂	つのまた又はぎん なんそう(消石灰 20kgにつき)(g)	すさ(消石灰20kg につき)(g)		塗厚 (mm)
		下塗り用	上塗り用			白毛すさ	さらしすさ	
18	下塗り	1	—	0.1	1000	900	—	2.5
	むら直し	1	—	1	900	800	—	7.0
	鹿子ずり	—	1	0.2	800	700	—	2.5
	中塗り	—	1	0.7	700	700	—	4.5
	上塗り	—	1	—	500	—	400	1.5
15	下塗り	1	—	0.1	1000	800	—	2.0
	むら直し	1	—	1	900	800	—	5.0
	鹿子ずり	—	1	0.2	800	700	—	1.5
	中塗り	—	1	0.7	700	700	—	5.0
	上塗り	—	1	—	500	—	400	1.5
12	下塗り	1	—	0.1	1000	800	—	3.0
	鹿子ずり	—	1	0.2	800	700	—	1.5
	中塗り	—	1	1	700	700	—	6.0
	上塗り	—	1	—	500	—	400	1.5

- (注) 1. 容積比は軽詰め状態の容積を標準とする。
 2. 左官用消石灰下塗り用の単位容積質量は、0.55kg/l程度とする。
 3. 外壁上付け用の消石灰は、水で硬練りに練って24時間以上おいたものに、使用時適度に加水してよく練って使用する。
 4. 貝灰を使用する場合は、消石灰：貝灰＝6：4（容積比）を標準とする。
 5. 上塗りに着色する場合の顔料混合量は、消石灰の5%（容積比）以下とする。

表11.6.2 小舞土壁下地の塗上り

施工箇所	塗り層	消石灰 上塗り用	砂	つのもた又はぎん なんそう（消石灰 20kgにつき）（g）	さらしすさ（消石灰 20kgにつき）（g）	塗厚 （mm）
内 壁	下付け	1	0.2	600	500	2
	上付け	1	—	500	400	1
外 壁	下付け	1	0.2	600	500	2
	上付け	1	—	—	400	1

- (注) 1. 容積比は軽詰め状態の容積を標準とする。
 2. 左官用消石灰下塗り用の単位容積質量は、0.55kg/l程度とする。
 3. 外壁上付け用の消石灰は、水で硬練りに練って24時間以上おいたものに、使用時適度に加水してよく練って使用する。
 4. 貝灰を使用する場合は、消石灰：貝灰＝6：4（容積比）を標準とする。
 5. 上塗りに着色する場合の顔料混合量は、消石灰の5%（容積比）以下とする。

11.6.5 工法

(a) つのもた又はぎんなんそう（銀杏草）を用いる場合の材料調整及び練合せは、次による。

- (1) 乾燥時に所要量を計り1舟分を1かまで煮る。この場合、作業性を考慮した水の所要量を計量して用いる。煮ている間は、あまりかき回さない。
- (2) のりは煮置きせず、やむを得ず1日以上おくときは、表面に少量の石灰をまいて腐敗を防ぎ、使用の際はその表面の部分捨てる。ただし、2日以上おいたものは使用しない。
- (3) のりは下塗り及び中塗り用は、2.5mm目ふるいを1回、上塗り用は、1.2mm目ふるいを2回通す。水で薄める必要のあるときは、再び火にかけ、かき混ぜて一樣のりとする。
- (4) すさは乾燥時に所要量を計量し、のり1かま分を取り、木片でたたきほぐし、水を取り替えながらよく洗ったものを、(3)のふるったのりに、のりのまだ熱いうちに入れ、竹ぼうき（茶せん棒）でよくさばく。
- (5) 石灰と砂とを空練りしたものに、すさ入りののりを加え、くわでよくかき混ぜる。この場合、水を加えない。また、砂は、甚だしく湿ったものを使用しない。

(b) 下げお打ちは、木ずり下地の場合に行い、工法は次による。

- (1) 下げお打ちは、間隔300mm以下とし、千鳥に配列する。下塗り直後に打ち込み、下塗り面及びむら直し又は中塗り面に、各々半量ずつ扇形に開き押さえ込む。
- (2) 出入口、窓回り等ちり回りは、ちり回り用の下げおを用い、その間隔は150mm以下とし、1列に配列する。

(c) 下塗り

下塗りは、こてを縦・横に運んで木ずり間に十分にすり込み塗り立て、表面に荒らし目をつける。

(d) むら直し、鹿子ずり及び中塗り

- (1) むら直し及び中塗りは下塗り後10日以上おき、下塗り面の乾燥後平らに塗り付ける。出隅、入隅及び開口部回りは定規塗りも行う。また、開口部隅角、その他ひび割れの生じやすい箇所には、しゅろ毛・パーム等を伏せ込む。
- (2) 下塗りにひび割れが生じた場合は、むら直し後再び10日以上おき、鹿子ずりして中塗りを行う。

(e) 上塗り

中塗りが半乾燥状態のとき、水引き具合を見計らい上塗りを行う。上塗りは必ず下付けを行ってから上付けとし、こてむらなく入念に仕上げる。

11.6.6 養生

(a) 通風

塗り作業中は、できる限り通風をなくす。ただし、下塗りやむら直し後、特に上塗り後は徐々に適度の通風を与え、塗り面の乾燥を図る。

(b) 寒冷期の施工

室温で3℃以下の場合は、作業を中止する。やむを得ず作業を行う場合は、適切な採暖設備により室温を5℃以上とする。ただし、上塗り後は、採暖による汚染を生じないように注意する。また、室内を締め切らず加温と合わせて通風を与え壁面の硬化を図る。

7 節 小舞壁塗り

11.7.1 適用範囲

この節は、小舞下地に、壁土で荒壁より中塗りまで施工し、色土・色砂又は消石灰入り壁土で上塗りする土物壁、砂壁及び大津壁に適用する。

11.7.2 材料

(a) 荒壁土及び中塗り土

(1) 荒壁土は、粘性のある砂質粘土（荒木田土・荒土の類）で、15mmふるいを通過する程度のものとする。

(2) 中塗り土は、荒壁土で10mmふるいを通過する程度のものとする。

(b) わらすさ及び紙すさ

(1) 荒壁用わらすさ（きりわら）は、わらを30～90mmに切ったものを用いる。

中塗り用わらすさ（もみすさ）は、わらを切ったもの又はわら縄を20mm程度に切ってもみほぐしたのを用い、もみすさ切返しは、もみすさを更に長さ10mm以下に切ったものとする。上塗り用わらすさ（みじんすさ）は、わちをよく打ち3mm程度に切り、節のあるものを取り除き、水にさらしてあく抜きしたものとする。

(2) 紙すさは、日本紙、みつまた及びこうぞの繊維等を用いる。

(c) さらしすさ及び白毛すさは、11.5.2(b)による。

(d) しゅろ毛及びパームは、11.6.2(i)による。

(e) のりは、ふのり、つのまた、ぎんなんそう（銀杏草）等とし、その種類は、特記による。特記がなければ、土物壁ののりは、つのまたとし、砂壁用ののりは、ふのりとする。

(f) 上塗りに用いる色土は、1.7mmふるいを通過したもので、色調一定で変色のおそれのないものとし、その種類は特記による。

(g) 消石灰は、JIS A 6902（左官用消石灰）による上塗り用とする。

(h) 色砂は、天然砂と岩石の砕砂及び人工的に着色・製造したもので、その種類は特記による。

(i) 砂は、良質で、塩分、泥土、塵かい及び有機物を有害量含まないものとし、粒度は、表11.7.1を標準とする。

表11.7.1 砂の標準粒度

ふるいの呼び寸法(mm)	2.5	1.2	0.6	0.3	0.15	適用箇所
ふるいを通るものの質量百分率(%)	100	70~100	35~80	15~45	2~10	むら直し・中塗り
	—	100	45~90	20~60	5~15	上塗り

(注) 0.15mm以下の粒子が表中の値より少ないものは、その粒子の代わりに、ボゾランその他の無機質粉末を適量混入してもよい。

11.7.3 調合

調合は、表11.7.2から表11.7.4による。上塗りの種別は、特記による。

表11.7.2 下塗りの調合

塗 り 層	荒壁土 (l)	わらすさ (kg)
荒 壁	100	きりわら0.6
裏 返し	100	きりわら0.4

表11.7.3 むら直し及び中塗りの調合

塗 り 層	中塗り土 (l)	色土 (l)	砂 (l)	消石灰 (kg)	す さ (kg)	の り (kg)
むら直し	貫 伏 せ	100	—	40~100	—	もみすさ 0.5~0.8
	ちり回り	100	—	60~150	—	もみすさ 0.4~0.7
	ちりしっくい	—	—	30	20	白毛すさ 0.7
	むら直し	100	—	60~150	—	もみすさ 0.5~0.8
中塗り	中 塗 り	100	—	60~150	—	もみすさ 0.5~0.8
	仕返し中塗り	—	100	60~150	—	もみすさ仕返し 0.8

(注) 1. 中塗り土及び砂は現場堆積の半乾燥状態のもので、色土は乾燥粉状のものとする。
 2. 中塗り土は荒木田土の粘土がちなもの、荒土・京土の普通のもの（粘土分：砂分=1：1）では土100%に対して砂150%、もみすさ0.7kgが標準であるが、砂がちな荒木田土、その他砂がちな中塗り土（粘土分：砂分=1：2）では土100%に対して砂60%、もみすさ0.4kgを標準とする。

表11.7.4 上塗りの調合

種 別	色土 (l)	色砂 (l)	砂 (l)	消石灰 (kg)	す さ (kg)	の り (kg)
土物壁	水 ご ね 土 物	じゅらく土 100	—	80	—	みじんすさ 4.0
	の り さ し 土 物	じゅらく土 100	—	100	—	みじんすさ 3.2
	の り ご ね 土 物	じゅらく土 100	—	150	—	—
大津壁	普通大津上付け・下付け	い な り 土 100	—	—	30	さらしすさ 4.0
	みがき大津下付け	京 白 土 100	—	—	30	みじんすさ 20
	みがき大津上付け	い な り 土 100	—	—	15	紙 す さ 2.0
砂 壁	—	100程度	—	—	—	ふ の り 9.0

(注) 1. 色土は土物壁の項では京都のじゅらく土（粘土分：砂分=2：3）、大津壁の項では京都のいなり土（粘土分：砂分=1：1）を使用した調合を示す。ただし、粘土分の変化に応じて砂その他を多少増減する。
 2. 砂壁ののり量は砂の粒径に応じたものとし、一般に粒度の粗いものほどりを濃くする。

11.7.4 塗厚

塗厚は、柱ちり24mmを残して上塗り面を納めるのを標準とする。したがって、柱の太さに応じて塗厚が変わるが、主として、むら直し及び中塗りにより仕上げ厚を調節する。塗厚は表11.7.5を標準とする。

表11.7.5 塗 厚 (単位: mm)

下塗り	むら直し	中塗り	上塗り	計
26~30	8~11	8~11	2.5	45~55

(注) 下塗厚には、小舞裏側の塗厚も含む。

11.7.5 工程

工程は、表11.7.6により、その種別は特記による。特記がなければ、A種とする。

表11.7.6 工 程

種 別	工 程
A	下塗り (荒壁塗り・裏なで・裏返し), むら直し (墨打ち・貫伏せ・ちり回り・むら直し塗り), 中塗り, 上塗り
B	上記のうち下塗りの裏返し, むら直しのちり回り・むら直し塗りの工程を省いたもの。

11.7.6 工法

(a) 下塗り

(1) 荒壁土の処理

荒壁土は、水とよく混練りしてからわらすさを混ぜ、粘土が多くて粘性の甚だしいときは砂を適量補い、よく切り返しながらか粘土の小塊を溶きつつよく混ぜる。水と合わせたまま7日以上おいてから使用する。

(2) 荒壁塗り

荒壁は、小舞に十分すり込んだのち、小舞表面より厚さ12mm程度、貫材と同一面に塗り付ける。

(3) 裏なで

荒壁土は小舞裏に十分突き出させ、同日中にこてでなぜ返し、小舞になじませ、余り土はかき落とす。

(4) 裏返し (裏壁塗り)

壁裏は荒壁の乾燥後に、両面仕上げの場合は、荒壁土で小舞が隠れる程度に塗り、片面仕上げの場合は、荒壁土でやや厚めに塗ってなであげる。

(b) むら直し

(1) 墨打ち

荒壁塗り後、壁の塗厚を決めて、壁周囲の柱等に朱墨を打つ。

(2) 貫伏せ

貫伏せは荒壁乾燥後、貫材の上に貫伏せ土を薄く塗り、両側の荒壁に60mm程度かかるように麻布又はしゅろ毛・パーム等の貫伏せ土を用いて伏せ込み、貫材と荒壁土とを連結させる。麻布を用いる場合は、縦230mm、横180mm程度のものを20mm前後の隙間をあけて伏せ込む。

(3) ちり回り

ちり回りは、のれんを打つか又はちり回り用下げお（ひげこ）を間隔60mm程度に打って、ちり回り土又はちりしっくいを塗り付ける。

(4) むら直し塗り

むら直し塗りは、貫伏せ及びちり回りが十分乾燥したのち、むら直しを付け送って十分むらをとる。

(c) 中塗りむら直しが十分乾燥したのち、上塗り代をひかえてちり回り正しく、むらなく塗り付け、平滑にこて押えする。

(d) 上塗り

上塗りは次により、その種類は特記による。

(i) 土物仕上げ

① 水ごね土物

水ごね土物仕上げは、色土を1日水につけておいたのち、1.7mmふるいで水こしし、みじんすさと砂とをよく混和し、染付け後十分むらを取り、厚手のこてで仕上げる。

② のりさし土物

のりさし土物仕上げは、色土の処理は①により、乾燥した砂を混ぜ、すさ及びのりを混合したもので塗り仕上げる。

③ のりごね土物

のりごね土物仕上げは、色土に砂及びのり液を混ぜたものを塗り仕上げる。

(ii) 大津仕上げ

① 普通大津

普通大津は、下付け及び上付けとし、同日中に仕上げる。下付けは、よくむらを取り、水の引いたときに目をつぶし、こてで押さえておく。

上付けは下付けの水引き具合を見て行い、よく押さえ込み、水引きを待ち、こてで力強く押さえながら仕上げる。ただし、雨天や冬期等のため乾燥しにくい場合には、監督職員の承諾を受けて、下付けを省略することができる。

② みがき大津

みがき大津は、下付け及び上付けとし、同日中に仕上げる。上付けは下付けの水引き具合を見て塗り付け、こてでよく磨き、つやが出始めた時期に少量の水を含ませた布で塗り面をふき、表面をもどして磨きをかける。この工程を数回繰り返し、最後にビロード・フランネル等で壁面横一方向にふいてあくを取り仕上げる。

(iii) 砂壁仕上げ

砂壁仕上げは、中塗りをよく乾燥させてから塗り込み、地むら、こてむら、ちりぎれ等のないようにこて押えを十分にし、入念に塗り仕上げる。

(e) ちりじゃくり

柱にちりじゃくりのある場合は、上塗り面は仕上げこての刃先の厚さ（1mm程度）だけ透かせて納める。

11.7.7 養生

(a) 通風

荒壁塗り付け後は、通風を十分与え、塗り面の乾燥を図る。

(b) 寒冷期

凍害を受けないよう養生を行う。また、凍害を受けた場合は、落として塗り直す。

8節 繊維壁塗り

11.8.1 適用範囲

この節は、繊維壁材を内壁、天井等に塗り付ける仕上りに適用する。

11.8.2 材料

- (a) 繊維壁材は、繊維質材料及びのり材を主材料としたもので、JIS A 6909（建築用仕上塗材）による内装水溶性樹脂系薄付け仕上塗材（内装薄塗材W）とする。

なお、ホルムアルデヒド放散量が規定されている材料については、特記がなければ、4.1.1〔総則〕(b)(ii)による。

- (b) 内装薄塗材Wをモルタル等のアルカリ性の下地に適用する場合は、耐アルカリ性のあるものを用いる。

- (c) 内装薄塗材Wで湿気の多い場所に用いる場合は、耐湿性のあるものを用いる。

11.8.3 下地

- (a) 塗付け下地は、次による。

(1) モルタル塗り面は、表11.3.2の上塗りまでとし、金ごて仕上げとする。

(2) せっこうプラスター塗り面は、表11.4.1の上塗りまでとし、上塗り材は、11.4.3(b)を用い金ごて仕上げとする。

(3) ドロマイトプラスター塗り面は、表11.5.1の上塗りまでとし、上塗り材は、11.5.3(b)を用い金ごて仕上げとする。

(4) しっくい塗り面は、表11.6.1の中塗りまでとし、金ごて仕上げとする。

(5) 小舞壁塗り面は、表11.7.3の中塗りまでとし、金ごて仕上げとする。

(6) その他の下地の場合は、特記による。

- (b) 塗付け面は、繊維壁塗りに支障がない程度に乾燥させる。

11.8.4 工法

- (a) 材料の練混ぜ

(1) 容器に指定量より少なめの水を入れ、ポリマーディスパージョンを使用する場合はこれを混合したのち、製品包装の全量をよくほぐしながら加え、更に、残りの水を加え均一になるように練り混ぜる。

(2) 水量・混練方法及び練混ぜ後の放置時間は、材料の製造所の仕様による。

(3) 色変わりを防ぐために、繊維壁材は施工途中に不足することのないよう、使用量よりやや多めに練り混ぜておく。

- (b) 繊維壁塗り

(1) 塗付けは、下地が見えない程度の塗厚に仕上げる。

(2) 塗付けは、塗り見本の模様と等しくなるようこての押さえに注意し塗り広げる。仕上げは、水引き具合を見て、上質の仕上げごてを水平に通し、返しごてをせずにこてむらを取る。

(3) 吹付けの場合は、9節による。

(4) 施工は乾燥した日を選んで行い、仕上げ後は、通風を与えてなるべく早く乾燥させる。

9節 仕上塗材仕上げ

11.9.1 適用範囲

この節は、建築用仕上塗材を用いる内外装仕上工事に適用する。

11.9.2 材料

- (a) 仕上塗材

- (1) 仕上塗材は、JIS A 6909（建築用仕上塗材）による。ただし、内装仕上に用いる塗材のホルムアルデヒド放散量は、特記がなければ、4.1.1〔総則〕(b)(ii)による。
- (2) 仕上塗材は、製造所において指定された色及びつや等に調合し、有効期間を経過したものは使用しない。
なお、下塗材、主材及び上塗材は、同一製造所の製品とする。
- (3) 仕上塗材の種類（呼び名）、仕上げの形状及び工法は表11.9.2により、適用は特記による。
- (4) 複層仕上塗材の耐候性は、特記による。特記がなければ、耐候形3種とする。
- (5) 複層仕上塗材の上塗材の種類は表11.9.2により、適用は特記による。特記がなければ、水系アクリルのつやありとする。
- (6) 特記により、防火材料の指定がある場合は、建築基準法に基づき認定を受けたものとする。

表11.9.1 仕上塗材の種類、仕上げの形状及び工法（その1）

種 類	呼 び 名	仕上げの形状	工 法	所要量 (kg/m ²)	塗り回数
薄付け仕上塗材	外装薄塗材 Si	砂 壁 状 ゆ ず 肌 状	吹 付 け	下塗材 ^(a) 0.1以上 主 材 1.0以上	1 2
		ゆ ず 肌 状 ざ 波 状	ローラー塗り	下塗材 ^(a) 0.1以上 主 材 0.6以上	1 1~2 ^(a)
	可とう形外装薄塗材 Si	砂 壁 状 ゆ ず 肌 状	吹 付 け	下塗材 0.1以上 主 材 1.2以上	1 2
		ゆ ず 肌 状 ざ 波 状	ローラー塗り	下塗材 0.1以上 主 材 1.2以上	1 1~2 ^(a)
	外装薄塗材 E	砂 壁 状 ゆ ず 肌 状	吹 付 け	下塗材 ^(a) 0.1以上 主 材 1.0以上	1 2
		平 た ん 状 凹 凸 状	こ て 塗 り	下塗材 ^(a) 0.1以上 主 材 0.6以上	1 1~2 ^(a)
		ゆ ず 肌 状 ざ 波 状	ローラー塗り		
		着色骨材砂壁状	吹 付 け	下塗材 ^(a) 0.1以上 主 材 1.5以上	1 2
			こ て 塗 り	下塗材 ^(a) 0.1以上 主 材 0.9以上	1 1~2 ^(a)
	可とう形外装薄塗材 E	砂 壁 状 ゆ ず 肌 状	吹 付 け	下塗材 0.1以上 主 材 1.2以上	1 2
		平 た ん 状 凹 凸 状	こ て 塗 り	下塗材 0.1以上 主 材 1.2以上	1 1~2 ^(a)
		ゆ ず 肌 状 ざ 波 状	ローラー塗り		
	防水形外装薄塗材 E	ゆ ず 肌 状 ざ 波 状	ローラー塗り	下塗材 ^(a) 0.1以上 増塗材 ^(a) 0.7以上	1 1
		凹 凸 状	吹 付 け	主材基層 ^(a) 1.0以上 主材模様 ^(a) 0.4以上	1~2 ^(a) 1
	外装薄塗材 S	砂 壁 状	吹 付 け	下塗材 ^(a) 0.1以上 主 材 1.0以上	1 1
	内装薄塗材 C 内装薄塗材 L	凹 凸 状	吹 付 け	下塗材 ^(a) 0.1以上 主 材 0.8以上	1 1~2 ^(a)
		平 た ん 状 凹 凸 状	こ て 塗 り		
		ゆ ず 肌 状 ざ 波 状	ローラー塗り		
	内装薄塗材 Si 内装薄塗材 E	砂壁状じゅらく ゆ ず 肌 状	吹 付 け	下塗材 ^(a) 0.1以上 主 材 0.6以上	1 1~2 ^(a)
		平 た ん 状 凹 凸 状	こ て 塗 り		
		ゆ ず 肌 状 ざ 波 状	ローラー塗り		
	内装薄塗材 W	京壁状じゅらく ゆ ず 肌 状	吹 付 け	下塗材 ^(a) 0.1以上 主 材 0.3以上	1 1~2 ^(a)
		平 た ん 状 凹 凸 状	こ て 塗 り	下塗材 ^(a) 0.1以上 主 材 0.2以上	1 1~2 ^(a)
厚付け仕上塗材	外装厚塗材 C	吹 放 し 凸 部 処 理	吹 付 け	下塗材 0.1以上 主材基層 ^(a) 3.0以上 主材模様 ^(a) 2.0以上 上塗材 ^(a) 0.3以上	1 1 1 2
		平 た ん 状 凹 凸 状 ひき 起 こ し か 落 し	こ て 塗 り	下塗材 ^(a) 0.1以上 主 材 ^(a) 5.0以上 上塗材 ^(a) 0.3以上	1 1~2 ^(a) 2

表11.9.1 仕上塗材の種類、仕上げの形状及び工法（その2）

種 類	呼 び 名	仕上げの形状	工 法	所要量 (kg/m ²)	塗り回数
厚付け仕上塗材	外装厚塗材 Si 外装厚塗材 E	吹放し 凸部処理	吹付け	下塗材 0.1以上 主材基層 1.5以上 主材模様 1.5以上 上塗材 0.3以上	1 1 1 2
		平坦な 凹凸ひき起こし	こて塗り ローラー塗り	下塗材 0.1以上 主材 3.0以上 上塗材 0.3以上	1 1~2 ^(註) 2
	内装厚塗材 C	吹放し 凸部処理	吹付け	下塗材 0.1以上 主材基層 3.0以上 主材模様 2.0以上	1 1 1
		平坦な 凹凸ひき起こし	こて塗り	下塗材 ^(註) 0.1以上 主材 3.5以上	1 1~2 ^(註)
	内装厚塗材 L	平坦な 凹凸ひき起こし	こて塗り	下塗材 ^(註) 0.1以上 主材 2.5以上	1 1~2 ^(註)
	内装厚塗材 G	平坦な 凹凸ひき起こし	こて塗り	下塗材 ^(註) 0.1以上 主材 2.5以上	1 1~2 ^(註)
	内装厚塗材 Si 内装厚塗材 E	吹放し 凸部処理	吹付け	下塗材 0.1以上 主材基層 1.5以上 主材模様 1.5以上	1 1 1
		平坦な 凹凸ひき起こし	こて塗り ローラー塗り	下塗材 ^(註) 0.1以上 主材 2.5以上	1 1~2 ^(註)
複層仕上塗材	複層塗材 CE	凹凸部 凸部処理	吹付け	下塗材 0.1以上 主材基層 0.7以上 主材模様 0.8以上 上塗材 0.25以上	1 1 1 2
		ゆず肌状	ローラー塗り	下塗材 0.1以上 主材 1.0以上 上塗材 0.25以上	1 1~2 ^(註) 2
	可とう形複層塗材 CE	凹凸部 凸部処理	吹付け	下塗材 0.1以上 主材基層 1.0以上 主材模様 0.5以上 上塗材 0.25以上	1 1~2 ^(註) 2 2
		ゆず肌状	ローラー塗り	下塗材 0.1以上 主材 1.0以上 上塗材 0.25以上	1 1~2 ^(註) 2
	複層塗材 Si 複層塗材 E 複層塗材 RE	凹凸部 凸部処理	吹付け	下塗材 0.1以上 主材基層 0.7以上 主材模様 0.8以上 上塗材 0.25以上	1 1 1 2
		ゆず肌状	ローラー塗り	下塗材 0.1以上 主材 1.0以上 上塗材 0.25以上	1 1~2 ^(註) 2

表11.9.1 仕上塗材の種類、仕上げの形状及び工法（その3）

種 類	呼 び 名	仕上げの形状	工 法	所要量 (kg/m ²)	塗り回数
複層仕上塗材	複 層 塗 材 RS	凸 部 処 理 様	吹 付 け	下塗材 0.1以上 主材基層 0.6以上 主材模様 0.9以上 上塗材 0.25以上	1 1 1 2
		ゆ ず 肌 状	ローラー塗り	下塗材 0.1以上 主材 0.6以上 上塗材 0.25以上	1 1~2 ^{註4} 2
	防水形複層塗材CE 防水形複層塗材E 防水形複層塗材RS 防水形複層塗材RE	凸 部 処 理 様	吹 付 け	下塗材 0.1以上 増塗材 ^{註2} 0.9以上 主材基層 1.7以上 主材模様 0.9以上 上塗材 0.25以上	1 1 2 1 2
		ゆ ず 肌 状	ローラー塗り		
軽量骨材仕上塗材	吹付用軽量塗材	砂 壁 状	吹 付 け	下塗材 0.1以上 主材 厚 5mm以上	1 1~2 ^{註4}
	こて塗用軽量塗材	平 た ん 状	こ て 塗 り	下塗材 0.1以上 主材 厚 3mm以上	1 1~2 ^{註4}

- (注) 1. 下塗材を省略又は専用の下地調整材を用いる場合は、仕上塗材製造所の指定による。
2. 適用は特記による。
3. セメントスタッコ以外の塗材の場合は、特記による。
4. 塗り回数は、仕上塗材製造所の指定による。
5. 工法欄の吹付け、ローラー塗り及びこて塗りは、主材の塗付けに適用する。
6. 所要量は、被仕上塗材仕上げ面単位面積当たりの仕上塗材（希釈する前）の使用質量とする。
7. 複層仕上塗材の上塗りが、メタリックの場合の所要量及び塗り回数は、11.9.6(m)(4)(i)による。

表11.9.2 複層仕上塗材の上塗材の種類

樹脂 外観 溶媒	アクリル系			シリ カ系	ポリウレタン系			アクリル シリコン系			ふっ素系		
	つや あり	つや なし	メタリ ック	つや なし	つや あり	つや なし	メタリ ック	つや あり	つや なし	メタリ ック	つや あり	つや なし	メタリ ック
溶 剤 系	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
弱溶剤系	○	○	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—
水 系	○	○	—	○	○	○	—	○	○	—	○	○	—

凡例 ○印：選択可能
—印：選択不可

(注) つやなし及びメタリックは、可とう形複層塗材及び防水形複層塗材には適用しない。

(b) 下地調整塗材は、JIS A 6916（建築用下地調整塗材）による。

(c) 水は、11.3.2(e)による。

(d) (a)から(c)以外の材料は、仕上塗材製造所の指定する製品とする。

11.9.3 施工一般

(a) 11.1.3の見本塗板は、所要量又は塗厚が工程ごとに確認できるものとする。

(b) 仕上げ工程の放置時間等は、13.1.4〔施工一般〕(h)による。

(c) 仕上げ場所の気温が5℃以下の場合は、13.1.6〔施工管理〕(a)による。

(d) 外部の仕上げ塗りは、降雨のおそれのある場合及び強風時には、原則として、行わない。

(e) 仕上げに溶剤を用いる場合は、換気をよくして溶剤による中毒を起こさないようにする。

(f) 工程ごとの所要量等の確認を、11.9.7により行う。

(g) シーリング面に仕上塗材仕上げを行う場合は、シーリング材が硬化したのちに行うものとし、塗重ね適合性を確認し、必要な処理を行う。

11.9.4 下地処理

- (a) モルタル、プラスター下地等で、ひび割れがある場合は、必要に応じてU字形にはづり、仕上げに支障のないモルタル等で充填し、14日程度放置する。ただし、気象条件等によりモルタル等の付着が確保できる場合には、放置期間を短縮することができる。
- (b) モルタル下地の仕上げは表11.9.3により、仕上塗材の種類に応じた○印の仕上げとする。

表11.9.3 仕上塗材の種類に応じたモルタル下地の仕上げ

仕上塗材の種類 (呼び名)	モルタル下地の仕上げ			備 考
	はけ引き	金ごて	木ごて	
外装薄塗材Si, 外装薄塗材E, 外装薄塗材S, 内装薄塗材Si, 内装薄塗材E, 内装薄塗材W, 外装厚塗材Si, 外装厚塗材E, 内装厚塗材Si, 内装厚塗材E, 複層塗材CE, 複層塗材Si, 複層塗材E, 軽量骨材仕上塗材	○	○	○	薄塗材の場合 は、金ごて又 は木ごて
内装薄塗材C, 内装薄塗材L, 外装厚塗材C, 内装厚塗材C, 内装厚塗材L, 内装厚塗材G	○	—	○	薄塗材の場合 は、木ごて
可とう形外装薄塗材Si, 可とう形外装薄塗材E, 防水形外装薄塗材E, 可とう形複層塗材CE, 複層塗材RE, 複層塗材RS, 防水形複層塗材CE, 防水形複層塗材E, 防水形複層塗材RS, 防水形複層塗材RE	—	○	—	—

- (c) せっこうプラスター塗り面は、11.8.3(a)(2)による。
- (d) ドロマイトプラスター塗り面は、11.8.3(a)(3)による。
- (e) しっくい塗り面は、11.8.3(a)(4)による。
- (f) 小舞壁塗り面は、11.8.3(a)(5)による。
- (g) その他の下地の場合は、特記による。

11.9.5 下地調整

- (a) モルタル、プラスター塗り面等の下地調整は、次による。
- (1) 下地面の清掃を行う。
 - (2) 合成樹脂エマルジョンクリヤーを全面に塗り付ける。ただし、仕上塗材の下塗材で代用できる場合は、省略する。
- (b) せっこうボード及びその他ボード面下地の場合は、表13.2.5〔せっこうボード及びその他ボード面の素地ごしらえ〕のB種とする。

11.9.6 工法

- (a) 外装薄塗材 Si 及び可とう形外装薄塗材 Si

- (1) 材料の練混ぜは、仕上塗材製造所の指定する水の量で均一になるように行う。ただし、溶剤系の下塗材の場合は、指定量の専用薄め液で均一になるように行う。
- (2) 下塗りは、だれ、塗残しのないように均一に塗り付ける。
- (3) 主材塗りは、次による。

(i) 吹付けの場合は、見本と同様の模様で均一に仕上がるように、指定の吹付け条件により吹き付ける。

(ii) ロールー塗りの場合は、見本と同様の模様で均一に仕上がるように、所定のロールーを用いて塗り付ける。

なお、塗り回数は、仕上塗材製造所の仕様による。

(b) 外装薄塗材 E 及び可とう形外装薄塗材 E

(1) 材料の練混ぜは、(a)(1)による。

(2) 下塗りは、(a)(2)による。

(3) 主材塗りは、次による。

(i) 吹付けの場合は、(a)(3)(i)による。

(ii) ロールー塗りの場合は、(a)(3)(ii)による。

(iii) こて塗りの場合は、見本と同様の模様で均一に仕上がるように、所定のこてを用いて塗り付ける。

なお、塗り回数は、仕上塗材製造所の仕様による。

(c) 防水形外装薄塗材 E

(1) 材料の練混ぜは、(a)(1)による。

(2) 下塗りは、(a)(2)による。

(3) 増塗りは、出隅、入隅、目地部、開口部回り等に、はけ又はロールーにより、端部に段差のないように塗り付ける。

(4) 主材塗りは、次による。

(i) 基層塗りは、だれ、ピンホール、塗残しのないよう下地を覆うように均一に塗り付ける。

なお、塗り回数は、仕上塗材製造所の仕様による。

(ii) 模様塗りは、次による。

① 吹付けの場合は、(a)(3)(i)による。

② ロールー塗り場合は、見本と同様の模様で均一に仕上がるように、所定のロールーを用いて塗り付ける。

(d) 外装薄塗材 S

(1) 材料の練混ぜは、仕上塗材製造所の指定する専用薄め液の量で均一になるように行う。

(2) 下塗りは、(a)(2)による。

(3) 主材塗りは、(a)(3)(i)による。

(e) 内装薄塗材 C 及び内装薄塗材 L

(1) 材料の練混ぜは、仕上塗材製造所の指定する水の量で均一になるように行う。

なお、練混ぜ量は、仕上塗材製造所の指定する可使時間以内に使い終わる量とする。

(2) 下塗りは、(a)(2)による。

(3) 主材塗りは、次による。

(i) 吹付けの場合は、(a)(3)(i)による。

なお、塗り回数は、仕上塗材製造所の仕様による。

(ii) ロールー塗り場合は、(a)(3)(ii)による。

(iii) こて塗りの場合は、(b)(3)(iii)による。

(f) 内装薄塗材 Si 及び内装薄塗材 E

(1) 材料の練混ぜは、仕上塗材製造所の指定する水の量で均一になるように行う。

(2) 下塗りは、(a)(2)による。

- (3) 主材塗りは、(e)(3)による。
- (g) 内装薄塗材 W
- (1) 材料の練混ぜは、(f)(1)による。ただし、合成樹脂エマルジョンを使用する場合は、仕上塗材製造所の仕様による。
- (2) 主材塗りは、次による。
- (i) 吹付けの場合は、(e)(3)(i)による。
- (ii) こて塗りの場合は、(b)(3)(iii)による。
- (h) 外装厚塗材 C
- (1) 材料の練混ぜは、(e)(1)による。ただし、溶剤系の下塗材又は上塗材の場合は、指定量の専用薄め液で均一になるように行う。
- (2) 下塗りは、(a)(2)による。
- (3) 主材塗りは、次による。
- (i) 吹付けの場合は、次による。
- ① 基層塗りと模様塗りの2回とする。
- ② 基層塗りは、だれ、ピンホール、塗残しのないよう下地を覆うように塗り付ける。
- ③ 模様塗りは、(a)(3)(i)による。
- ④ 凸部処理は、模様塗りののちに、見本塗板と同様の模様になるようにこて又はローラーにより押さえる。
- (ii) こて塗りの場合は、(b)(3)(iii)による。
- (4) 上塗材を用いる場合は、上塗りは、2回塗りとし、色むら、だれ、光沢むら等が生じないように均一に、はけ、ローラー又はスプレーガンにより塗り付ける。
- (i) 外装厚塗材 Si 及び外装厚塗材 E
- (1) 材料の練混ぜは、(f)(1)による。ただし、溶剤系の下塗材又は上塗材の場合は、指定量の専用薄め液で均一になるように行う。
- (2) 下塗りは、(a)(2)による。
- (3) 主材塗りは、次による。
- (i) 吹付けの場合は、(h)(3)(i)による。
- (ii) ロール塗り場合は、(a)(3)(ii)による。
- (iii) こて塗りの場合は、(b)(3)(iii)による。
- (4) 上塗りは、(h)(4)による。
- (j) 内装厚塗材 C
- (1) 材料の練混ぜは、(e)(1)による。
- (2) 下塗りは、(a)(2)による。
- (3) 主材塗りは、(h)(3)による。
- (k) 内装厚塗材 L 及び内装厚塗材 G
- (1) 材料の練混ぜは、(e)(1)による。
- (2) 下塗りは、(a)(2)による。
- (3) 主材塗りは、(b)(3)(iii)による。
- (l) 内装厚塗材 Si 及び内装厚塗材 E
- (1) 材料の練混ぜは、(f)(1)による。
- (2) 下塗りは、(a)(2)による。
- (3) 主材塗りは、(i)(3)による。

(m) 複層塗材 CE 及び複層塗材 RE

(1) 材料の練混ぜ

(i) 材料の練混ぜは、(e)(1)による。

(ii) 溶剤系の下塗材又は上塗材の場合は、指定量の専用薄め液で均一に薄める。

(iii) 2液形上塗材は、薄める前に基剤と硬化剤を指定の割合で混ぜ合わせる。

(2) 下塗りは、(a)(2)による。

(3) 主材塗りは、次による。

(i) 吹付けの場合は、(h)(3)(i)による。

(ii) ローラー塗りの場合は、(a)(3)(ii)による。

(4) 上塗りは、次による。

(i) 上塗材の所要量は、メタリックの場合は $0.4\text{kg}/\text{m}^2$ 以上とする。また、上塗りの工程を3回以上とし、第1回目はクリヤー又はメタリックと同系色のエナメルを塗り付け、最上層はクリヤーとする。

(ii) (i) 以外の場合は、上塗りは、2回塗りとし、色むら、だれ、光沢むら等が生じないように均一に、はけ、ローラー又はスプレーガンにより塗り付ける。

(n) 可とう形複層塗材 CE

(1) 材料の練混ぜは、(m)(1)による。

(2) 下塗りは、(a)(2)による。

(3) 主材塗りは、次による。

(i) 吹付けの場合は、次による。

① 基層塗りは、(c)(4)(i)による。

② 模様塗りは、(a)(3)(i)による。

③ 凸部処理は、(h)(3)(i)④による。

(ii) ローラー塗りの場合は、(a)(3)(ii)による。

(4) 上塗りは、(m)(4)(ii)による。

(o) 複層塗材 Si 及び複層塗材 E

(1) 材料の練混ぜは、(i)(1)及び(m)(1)(iii)による。

(2) 下塗りは、(a)(2)による。

(3) 主材塗りは、(m)(3)による。

(4) 上塗りは、(m)(4)による。

(p) 複層塗材 RS

(1) 材料の練混ぜ

(i) 材料の練混ぜは、(d)(1)による。

なお、練混ぜ量は、仕上塗材製造所の指定する可使時間以内に使い終わる量とする。

(ii) 下塗材、主材、上塗材が2液形の場合は、薄める前に基剤と硬化剤を指定の割合で混ぜ合わせる。

(2) 下塗りは、(a)(2)による。

(3) 主材塗りは、(m)(3)による。

(4) 上塗りは、(m)(4)による。

(q) 防水形複層塗材 CE 及び防水形複層塗材 RE

(1) 材料の練混ぜは、(m)(1)による。

(2) 下塗りは、(a)(2)による。

- (3) 増塗りは、(c)(3)による。
- (4) 主材塗りは、次による。
- (i) 基層塗りは、2回塗りとし、だれ、ピンホール、塗残しのないよう下地を覆うように塗り付ける。
- (ii) 模様塗りは、(c)(4)(ii)による。
- (5) 上塗りは、(m)(4)(ii)による。
- (r) 防水形複層塗材 E
- (1) 材料の練混ぜは、(o)(1)による。
- (2) 下塗りは、(a)(2)による。
- (3) 増塗りは、(c)(3)による。
- (4) 主材塗りは、(q)(4)による。
- (5) 上塗りは、(m)(4)(ii)による。
- (s) 防水形複層塗材 RS
- (1) 材料の練混ぜは、(p)(1)による。
- (2) 下塗りは、(a)(2)による。
- (3) 増塗りは、(c)(3)による。
- (4) 主材塗りは、(q)(4)による。
- (5) 上塗りは、(m)(4)(ii)による。
- (t) 軽量骨材仕上塗材
- (1) 材料の練混ぜは、仕上塗材製造所の指定する方法で均一になるように行う。
 なお、練混ぜ量は、仕上塗材製造所の指定する可使時間以内に使い終わる量とする。
- (2) 下塗りは、(a)(2)による。
- (3) 主材塗りは、(g)(2)による。

11.9.7 所要量等の確認

所要量等の確認は、特記がなければ、表11.9.4による。ただし、防水形の仕上塗材及び軽量骨材仕上塗材の場合の所要量等の確認方法は、表11.9.4以外は、単位面積当たりの使用量によることを標準とする。

表11.9.4 所要量等の確認

確 認 項 目	仕上げの程度
見本帳又は見本塗板との比較	見本と、色合、模様、つや等の程度が同様であること。
塗り面の状態	むら、はじき等がないこと。